

### 特定教育・保育施設の利用定員の設定について

「子ども・子育て支援法」第31条第2項において、「市長村長は、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当時者の意見を聴かなければならない。」と定められていることから、令和3年4月以降の利用定員（増員）について報告します。

#### 1. 私立保育所（2施設）

区域（所在地）	北東部（大内長野 521-1）	中央部（富田原町 42-4）
施設名（種別）	きらきら星保育園（保育所）	愛児園湯田保育所（保育所）
設置者	社会福祉法人育慈会	社会福祉法人吉敷愛児園
利用定員（旧⇒新）	90人⇒120人（30人増）	180人⇒210人（30人増）
2号認定こども	45人⇒66人（21人増）	99人⇒129人（30人増）
3号認定こども	45人⇒54人（9人増）	81人⇒81人（－）
整備時期	令和2年度	令和2年度
開始（変更）時期	令和3年4月	令和3年4月
備考	既存施設の増改築	既存施設の増改築

#### 2. 私立幼稚園（認定こども園へ移行（3施設））

区域（所在地）	北東部（大内御堀 3654-6）	中央部（湯田温泉 1-3-2）	中央部（野田 170）
施設名（種別）	菅内幼稚園 （幼稚園型認定こども園）	湯田幼稚園 （幼稚園型認定こども園）	明星幼稚園 （幼稚園型認定こども園）
設置者	学校法人明和学園		学校法人明星学園
利用定員（保／幼）	56人／102人	32人／72人	66人／45人
1号認定こども	102人	72人	45人
2号認定こども	36人	18人	45人
3号認定こども	20人	14人	21人
整備時期	令和3年度	令和4年度	令和3～4年度
開始（変更）時期	令和4年4月※	令和5年4月※	令和5年4月
（施設型給付移行）	令和2年度		令和3年度
備考	新築（建替） ※現在、法人の事情により、こども園移行時期は未定。		新築（建替）